

国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館

井水浄水供給業務委託契約

仕 様 書

令和7年7月

国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館

この仕様書は、国家公務員共済組合連合会大阪共済会館（KKRホテル大阪、以下「当施設」という。）における井水浄水供給業務委託契約に必要な事項について、以下のとおり定めるものである。

1 契約の目的

当施設において、自己水源（既設井戸及び既設浄水設備）にて浄水された井水を、請負者の所有する各種浄水設備によって水道法に定める水質基準並びに本仕様書に定める基準に適合するように処理し、その水を大阪市水道局より供給される水道水（以下、「市水」という。）に代えて利用することで、経費の削減を図るとともに、万一、市水の供給が停止した場合にも安全かつ十分な量の水を確保できるようにすることを目的とする。

2 件名

国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館 井水浄水供給業務

3 契約期間

令和7年9月1日 から 令和12年8月31日 までとする。

4 契約に関する基本的事項

井水浄水供給業務委託契約（以下、「本契約」という。）は、浄水処理した井水（以下、「処理水」という。）1立方メートルあたりの単価を定め、その単価に当該月の使用水量を乗じた金額を支払う従量料金単価方式とする。

従量料金単価には、既設井戸設備の維持、井水浄水に必要な既設及び新設機器設備の設置、運用、保守その他この仕様書に定める事項に要する費用の全てを含むものとする。

5 業務に関する基本的事項

本契約における業務（以下、「本業務」という。）の概要は、以下のとおりとする。

(1) 既設井戸の調査及び既存井水浄水設備の改修または井水浄水設備の設置

- ① 当施設の既設井戸に関する調査を別紙1「井戸調査仕様書」により行うこととし、その評価を行ったうえで発注者に報告すること。ただし、既設井戸において既に調査を実施している場合は、その評価を発注者に報告することで、本調査については省略することができるものとする。
- ② 請負者は、本業務に必要な井水浄水設備を設置すること。
- ③ 本業務に必要な水量又は水質の確保ができない場合もしくは水量又は水質等に変化をきたし、その問題を解決できない場合は、契約は行わないものとし、それまでに要した費用は請負者の負担とする。

(2) 井水浄水設備の設置

- ① 請負者は自己が所有する井水浄水設備を設置し、当施設に処理水を供給すること。

② 井水浄水設備は、本仕様書が求める水質に満足するように、水処理方法、水処理系統図及び配置図等を具体的に示した資料を提出すること。

③ 本仕様書「7 処理水の水質」に定める水質基準及び法規制を順守すること。

(3) 付帯設備の設置

前項に伴い、別紙2「井水浄水設備仕様書」に定める導水設備、送水設備、排水設備、異常情報伝送装置並びに遠隔監視装置、配線、給排水配管、建屋及び防護柵等を設置すること。

(4) 既設設備の改修

前1項から3項に伴い、当施設が所有する既設設備等の改修が必要な場合は、事前に協議し、承諾を得たうえで当該設備等の改修を行うこと。

(5) 保守点検及び維持管理

① 請負者は、前1項から3項の設備を適切に運用するため、設備等の保守点検及び維持管理を行うこと。

② 前号の保守点検及び維持管理には、不具合部品等の交換、消耗品の交換及び補充、不具合箇所の修理、井戸の洗浄等を含むものとする。

③ 請負者は、水道法等に定める定期水質検査の実施及び検査結果報告書の作成並びに提出等の諸手続きを行うこと。

(6) 専用水道申請等の手続き

請負者は、本業務で必要となる専用水道申請等、関係自治体において必要な諸手続きを全て行うこと。

(7) 原状復旧

請負者は、契約期間満了時又は発注者の責に帰することのできない事由による解約等により本契約が終了した場合は、本業務において前事業者から継承した設備及び新たに設置した設備等は全て撤去し、当施設が所有する既設設備等の改修を行った箇所及び本業務の実施により使用した土地等を全て原状復旧すること。

この場合において、地下、壁等の埋没部分、その他請負者が撤去困難と判断する部分については、所有権その他の権利を放棄して、これを撤去する義務を免れることができるものとする。

6 処理水の供給量

処理水の供給予定量は、年間 34,100 立方メートルとする

7 処理水の水質

処理水の水質は以下の各号の水質基準に適合すること。

(1) 水質基準に関する法律等

① 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号 平成 16 年 4 月 1 日施行）

② 水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 135 号 平成 20 年 4 月 1 日施行）

③ 水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 174 号 平成 21 年 4 月 1 日施行）

- ④ 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 18 号 平成 22 年 4 月 1 日施行）
- ⑤ 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 11 号 平成 24 年 4 月 1 日施行）
- ⑥ 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 15 号 平成 26 年 4 月 1 日施行）
- ⑦ 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 29 号 平成 27 年 4 月 1 日施行）
- ⑧ 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 38 号）
- ⑨ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 65 号 令和 6 年 4 月 1 日施行）

(2) 水質基準値

- ① イオン状シリカ 30mg/L 以下
- ② カルシウム、マグネシウム等（硬度） 50mg/L 以下
- ③ 蒸発残留物 150mg/L

(3) 前第 1 項から第 2 項の内容については、6 業務の概要の第 1 項第 1 号に規定する既設井戸の調査結果を踏まえ、必要に応じて発注者と請負者で協議すること。

(4) 水質基準に関する法律等の制定、改正又は廃止があった場合は発注者と請負者で協議し、水質基準に適合すること。

8 設置場所等

井戸、井水浄水設備及び付帯設備の配置については、参考資料「井水浄水設備設置位置図」によるものとする。

井水浄水設備及び付帯設備の配管については、本施設の運営及び近隣住民等に支障のないよう配慮し、提案書により図示すること。

9 土地使用料

本業務のために必要な土地の使用料は、無償とする。

10 電気料金及び下水道料金

本業務のために必要な電気料金及び井水浄水設備の逆洗浄排水並びに膜ろ過装置の排水に係る下水道料金は、請負者の負担とする。なお、電気使用量及び排水量に係るメーターの設置費用は、請負者の負担とする。

電気料金 : 20 円/kWh

下水道料金 : 215 円/m³

11 消耗品及び交換部品等

本業務のために必要な交換部品及び膜、ろ材、薬品等の消耗品、機器等の修理につ

いては、全て請負者の負担とする。

1 2 保守点検

(1) 法定点検等

- ① 処理水及び井水浄水設置等について、水道法に基づく法定点検を実施すること。点検項目は別紙3「検査・点検項目」に記す項目とし、法令の変更があった場合には、適宜最新の項目に読み替えて点検を実施すること。
- ② 本業務にあたっては、当施設が剪定した水道技術管理者の指導の下、水道法等に定める設備の点検・維持管理等の業務を遂行すること。
- ③ 点検結果等に関する書類・図面等については、正副各1部を作成の上、正本を当施設に提出すること。
- ④ 当施設地区を管轄とする保健所等による検査等の際には、水道技術管理者と協力して対応すること。

(2) 運転監視及び緊急対応

- ① 井水浄水設備に何らかの異常が発生した場合に、当該異常情報を伝送する装置（以下、「情報伝送装置」という。）を設置すること。異常情報は、請負者の監視拠点（保守担当者を含む。）及び当施設の設備管理箇所において、即座に警報を発すること。
- ② 電話回線又はインターネット通信回線等を用いた請負者の所有する遠隔監視装置を設置すること。当該遠隔監視装置は、地下水揚水量、処理水量、導電率、濁度、pH値、残留塩素等及び機器設備の稼働状況を24時間確認でき、各データの経時変化をグラフ化し記録できるものとし、異常の内容等を確認できる機能を有し、警報等の内容についてもデータを記録保存することができること。
- ③ 異常発生時には、直ちに自動で地下水の処理水供給を停止し、市水による給水に切り替えることができる機能を有すること。また、当施設職員等が直接確認の結果、機器設備に異常を認めた場合にも任意に切り替えることができること。
- ④ 請負者は、機器設備の異常発生時には速やかに（2～3時間以内）遠隔監視システム等にて水道の補給が行われていることを確認すること。

1 3 保証

(1) 損害賠償

請負者の責により、当施設の施設、設備、従業員及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

(2) 水量・水質の保証

契約期間中において、天災地変その他やむをえない事情がある場合を除き、井水浄水設備不具合により供給する水量・水質に変動が生じた場合は、請負者の負担で機器設備の改良を講ずるものとする。

1 4 支払

代金の支払いは、1 カ月毎とし適法な請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

1 5 その他

- ① 本仕様書の要求要件は、当施設が必要とする最低限の要求要件を示しており、提案書がこれを満たしていないと判断された場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
また、提案書が要件を満たしているか否かの判定は、本施設技術審査職員において、提案書、その他プロポーザル募集要項で求める提出資料の内容を審査して行う。
なお、提案書は、本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するのかを、要求要件毎に具体的にかつ分かりやすく資料等を添付するなどして説明すること。したがって、審査するにあたって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- ② 本業務に関する近隣住民等からの苦情に対し、真摯に対応すること。
- ③ 本仕様書の定めのない事項については、国家公務員共済組合連合会役務請負契約基準によるものとする。

別紙1 井戸調査仕様書

1 一般事項

- (1) 本調査は、KKRホテル大阪（以下「発注者」という。）の既設井戸に関して、「井水浄水供給業務」のため、適正揚水量等を把握することを目的とする。
- (2) 本調査のため、当施設の設備等に改編等を行う場合は、発注者の了解を得ること。
- (3) 本仕様書で特に定められていない事項であっても、調査の目的を達成するため、通常実施する必要があると合理的に判断される事項については実施すること。
- (4) 請負者は、本仕様書を遵守し誠実かつ自主的に調査を遂行すること。また発注者と緊密に協議を行うこと。なお、遵守しがたい事情が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 発注者は、本調査が仕様どおり行われていない場合、請負者に対して請負者の負担において、調査実施方法の変更及び再調査等を命ずることができる。

2 調査項目等

調査項目	調査内容（仕様）	結果等												
揚水試験	(1) 段階揚水試験 5段階以上、各段階90分以上（水位安定より1時間以上）、測定間隔は下表とする。	(1) 限界揚水量 (2) 適正揚水量 限界揚水量の70%とする (3) 各測定記録、水位変化図、水理定数計算書等 (4) 水理定数（透水計数、透水量係数等） (5) 上記に関する評価												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定開始後の時間</th> <th>測定間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0分後～10分まで</td> <td>1分ごと</td> </tr> <tr> <td>10分以降～30分まで</td> <td>5分ごと</td> </tr> <tr> <td>30分以降</td> <td>10分ごと</td> </tr> </tbody> </table>		測定開始後の時間	測定間隔	0分後～10分まで	1分ごと	10分以降～30分まで	5分ごと	30分以降	10分ごと				
	測定開始後の時間		測定間隔											
	0分後～10分まで		1分ごと											
10分以降～30分まで	5分ごと													
30分以降	10分ごと													
(2) 定量連続揚水試験 適正揚水量程度の水量にて、72時間（3昼夜）連続で行う。測定間隔は下表とする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定開始後の時間</th> <th>測定間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0分後～10分まで</td> <td>1分ごと</td> </tr> <tr> <td>10分以降～30分まで</td> <td>5分ごと</td> </tr> <tr> <td>30分以降～60分まで</td> <td>10分ごと</td> </tr> <tr> <td>60分以降～120分まで</td> <td>15分ごと</td> </tr> <tr> <td>120分以降～300分まで</td> <td>30分ごと</td> </tr> <tr> <td>300分以降</td> <td>60分ごと</td> </tr> </tbody> </table>	測定開始後の時間	測定間隔	0分後～10分まで	1分ごと	10分以降～30分まで	5分ごと	30分以降～60分まで	10分ごと	60分以降～120分まで	15分ごと	120分以降～300分まで	30分ごと	300分以降	60分ごと
測定開始後の時間	測定間隔													
0分後～10分まで	1分ごと													
10分以降～30分まで	5分ごと													
30分以降～60分まで	10分ごと													
60分以降～120分まで	15分ごと													
120分以降～300分まで	30分ごと													
300分以降	60分ごと													
水質分析	(3) 水位回復試験 井戸の回復能力を確認するため定量連続揚水試験後、ポンプを停止した後の孔内水位回復（上昇）状況を連続的に測定する。なお、測定時間は120分間隔とする。	(1) 水質分析結果												
	(4) 限界揚水量に見合った性能のポンプを選定すること													
	(1) 定量連続揚水試験終了前（3日目）に採水すること。 (2) 国土交通省及び環境省の登録水質検査機関において水質分析検査を実施すること。 (3) 分析項目 水道法に定める項目（51項目）、イオン状シリカ、アンモニア性窒素、Mアルカリ度、カルシウム硬度、各1検体													

※揚水試験に伴う排水は、タンクに受け上澄み水を調査箇所近傍の発注者指定場所に排水すること。

なお、下水道の一時使用届け等が必要な場合は、請負者にて確実に対応を行うこと。

※排水に伴い排泥が発生した場合は、産業廃棄物処理業者に委託して構外処分すること。

別紙2 井水浄水設備仕様書

<基本事項>

- 1 井水浄水設備は、6.0 m³/h以上の処理水供給能力を有すること。
- 2 処理水は、水道水質基準 51 項目及び以下の項目に適合すること。
イオン状シリカ目標値 30mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)目標値 50mg/L 以下
蒸発残留物目標値 150mg/L 以下

《特記事項》

- 1 本設備は、水道法第 5 条及び厚生労働省令「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)に適合すること。
- 2 各機器は、井水浄水設備の自動運転に必要な性能を有すること。
- 3 各機器は、運転調整用の流量・圧力表示器等を備えること。
- 4 逆洗浄の排水は、既設下水を利用することとし、排水量を提示すること。
- 5 処理水槽水量、下水道使用量、電力使用量が算定できるよう、計器を組み込むこと。
- 6 異常発生時に 24 時間体制で緊急対応が可能な遠隔監視を行うシステムをあらかじめ組み込むこと。
- 7 プラント状態を現地で容易に確認できる表示機能を有すること。
- 8 薬品類に関しては、井水浄水設備が屋外にあることを考慮し、容易かつ安全に納入・管理できるようにすること。
- 9 本設備の設置又は改修は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)令和 7 年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)令和 7 年版」等に基づき施工すること。

別紙3 検査・点検項目

点検項目	点検内容	周期	備考
定期水質検査	末端給水栓1か所における水が水質基準に適合しているか確認すること。 水道法第4条及び第20条、水道法施行規則第15条に定める基準を遵守すること。	月1回	毎日点検は除く
原水検査	原水について消毒副生成物及び味を除く全項目の水質検査を実施すること。 水道法第4条及び第20条、水道法施行規則第15条に定める基準を遵守すること。	年1回以上	
	上記に加え保健所指導に基づく内容も併せて実施すること。 (クリプトスポリジウム対策・大腸菌・嫌気性芽胞菌等)	必要数	
臨時水質検査	井水浄水設備の処理水が水質検査に適合しない恐れがあるときに実施すること。 水道法第4条及び第20条、水道法施行規則第15条に定める基準を遵守すること。	随時	
水質検査計画の策定	毎事業年度の開始前に水質検査の計画を策定すること。 水道法施行規則第15条第6項及び第7項に定める基準を遵守すること。	年1回	
機器定期点検	井水浄水設備（付帯設備含む）について水道法の専用水道の定期点検項目に従い実施すること。	月1回	
機器臨時点検	井水浄水設備（付帯設備含む）の機器類が故障等、点検の必要が生じた場合は、速やかに実施すること。	随時	
その他	井水浄水設備の停止・復帰については、管理者の判断に従い実施すること。 井水浄水設備の運転状況は遠隔監視装置により把握すること。 清潔の保持及び以上の発見に努めること	随時	

水質検査は、水道法第20条に基づき、地方公共団体の機関または国土交通大臣又は環境大臣の登録する機関で行うこと。

業務従事者の健康診断について、水道法第21条に基づき、適切に実施すること。

点検の範囲は、井戸から受水槽入口までとする。

